

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和6年9月26日

奈良県知事 山下 真

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務

### (2) 業務の目的

本県では、観光 GDP の飛躍的かつ持続的な拡大を目指すために、県内それぞれの地域にフォーカスし、地域ごとに観光地としての磨き上げを行う「観光地域づくり」を推進しているが、その一環として、地域への経済波及効果の高い MICE 分野について、MICE 関連事業者・地域等（ホテル事業者、会議施設運営事業者、交通事業者、DMO、観光協会等）が一体となった誘致活動を展開する体制を構築する必要がある。

そこで、MICE 関連事業者を含む産学官地域一体となった MICE 分野における情報共有・意見交換の場を設定するなどステークホルダー間の連携体制の構築を支援するとともに、連携の成果として、会議運営会社である PCO (Professional Congress Organizer)、旅行会社等との意見交換会の開催や MICE 誘致用のプランナーズガイドブックを作成することで、MICE 分野にかかる産学官一体となった誘致体制づくりに取り組む。

### (3) 業務の内容

産学官地域一体となった MICE 誘致にかかる連携体制の構築

① MICE 関連事業者・地域等との情報共有・意見交換会の開催

② PCO・旅行会社等との意見交換会の開催

MICE プランナーズガイドブックの制作

### (4) 委託料上限額

3,960千円（消費税及び地方消費税の額(10%)を含む）を限度とする。

### (5) 業務の仕様等

5の(2)により配布する 令和6年度 MICE 誘致に向けた観光地域づくり推進業務委託 公募型プロポーザル 募集要項（以下「募集要項」という。）に示すところによる。

### (6) 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

## 2 応募形態

複数の法人等でグループを構成して応募する場合は、構成員は他のグループの構成員になること、または単独で応募することはできない。

複数の法人等でグループを構成する場合は次の事項に留意すること。

(1) 代表団体を選出し、県との折衝については代表団体が行うこと。

(2) 応募については、1応募団体につき1提案に限る。

## 3 応募資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。（グループで応募する場合は構成員すべてが該当すること。ただし（3）については構成員の代表者が該当すること。）

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規定（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5 広告・イベント業務」に登録があり、主な取扱品目・業務内容において「広告の企画・デザイン」及び「イベント企画・運営」、又は「広告の企画・デザイン」及び「催物の企画・運営」で登録をしている者であること（ただし、企画提案書提出時点において登録が認められていれば可とする）
- (4) この公告に係る契約締結年度を除き、過去5年間に国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、これを誠実に履行した者であること。  
同種業務：観光に関する企画立案及びパンフレット制作業務

#### 4 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 応募資格」に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

#### 5 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）  
〒630-8501 奈良県奈良市登大路町30番地  
奈良県 観光局 観光力創造課 観光地域づくり推進係  
電話番号 0742-27-8553
- (2) 募集要項及び仕様書の配布  
令和6年9月26日（木）から令和6年10月24日（木）正午までの間に、5の（1）の担当部局またはインターネットホームページ「奈良県観光力創造課」から入手するものとする。
- (3) 参加表明書の提出  
5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和6年10月10日（木）午後5時00分までに提出すること。
- (4) 企画提案書等の提出  
5の（2）により配布する募集要項に示すところにより、令和6年10月24日（木）正午までに提出すること。
- (5) 質問の受付  
5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 6 受託者の選定

5の（2）により配布する募集要項に示すところによる。

#### 7 その他

- (1) 本受託者募集参加に係る経費  
企画提案に係る一切の経費は、提出者の負担とする。
- (2) 提案書類の返却  
提出された提案書等は返却しない。
- (3) その他、詳細は5の（2）により配布する募集要項及び仕様書に示すところによる。